

令和2年度 学校教育支援

1. に～よん漢字道場

次長枠

基礎学力の向上をめざし、区内小中学校の児童生徒に学校で漢字検定を受検する機会を提供します。(予算規模:各校1学年分)
優秀な成績をおさめた児童生徒は区長が表彰します。

2. 特別支援教育サポーターの配置

次長マネジメント

NEW

インクルーシブ教育応援サポーター事業と一元化し、指導部インクルーシブ担当と区教育支援担当が協働して事業を行います。
区次長マネジメント枠 8,773,735円(平成31年度5,286,000円)
(佃南小・佃西小統合に伴う増要素および時給単価の増要素があるため、予算額は増えていますが、活用いただく時間数に大きな変更はありません)

3. 西淀川区スクールボランティア支援事業

次長枠

NEW

特別支援教育サポーターの会計年度任用職員化に伴い、学生ボランティアを中心とした学校支援活動に対し、報償金を支払います。

4. こどもサポートネット

区長&次長マネジメント

NEW

学校園において学校生活や家庭生活・家庭環境、経済的困窮等の課題を抱えたこども及び子育て世帯を発見し、区役所と連携して保健福祉の支援制度や地域資源の適切な支援につなぎ、社会全体で総合的に支援するため、区役所にこどもサポートネットスクールソーシャルワーカーを1名、こどもサポート推進員を2名配置し、学校の管理職、生活指導担当教員、スクールカウンセラーが連携し総合的な支援を実施します。

5. 外国からの児童生徒の受け入れ・共生のための教育推進事業

局事業

NEW

- ① プレクラス・各種相談事業(拠点実施): 帰国・来日直後の児童生徒に対して、特別の教育課程にもとづいて、日本の学校生活のこと及び学校生活に必要な初期の日本語の習得を図るため、市内に4つの共生支援拠点を開設し、日本の学校生活習慣を学びながら、学校生活に必要な日本語の習得を図り、学校生活をスムーズに進められるようにします。
- ② 教科における日本語指導の充実事業(拠点からの派遣): 日本語の習得に課題があると認められた小学校5年生～中学校3年生の児童生徒に対して、母語支援員又はJSLカリキュラム日本語指導員を派遣して、教科における日本語指導の充実のための取組を実施し、日本語の習得を図り、学力の向上を目指します。

6. に～よん個別復習塾

次長枠

塾代助成事業制度を活用するための広報を行い、受講生の増加を図ります。

7. プログラミング教育の推進と理数教育の向上

次長枠

配付したプログラミング教材を活用するためのイベントと、理数教育を向上させるためのイベントを実施します。

2・3 特別支援教育サポーター事業と西淀川区スクールボランティア支援事業

NEW

【こども教育部会 決議】

特別支援教育サポーターの会計年度任用職員化に伴い、令和2年度より、インクルーシブ教育応援サポーター事業を教育委員会事務局に移管し、特別支援教育サポーター事業と事業内容を統合する。

ただし、サポーターの配置に当たっては、ニアイズベターの考えを引き続き取り入れ、区から移管された予算の範囲内で、区担当教育次長の意向を踏まえること。



会計年度任用職員化により
 ・時給単価は大幅にアップする
 ・年間を通して、勤務形態が原則固定となる



一元化により
 勤務報告及び支払い事務は指導部へ一本化されるため学校の事務負担は軽減される。

これまでどおり、支援の必要な児童生徒に、サポーターの支援を届けていくために...

- ① 区次長マネジメント枠 8,773,735円(平成31年度区インクルーシブ教育応援サポーター事業5,286,000円)を確保
- ② 区次長マネジメント枠の配置については、区教育支援担当で行い、年度途中で再配置も行う
- ③ 長期休業中及び校外学習活動へのサポーター配置は、区次長マネジメント枠でのみ可能。
- ④ 年間を通して勤務形態を固定しにくい学生サポーターについては、「スクールボランティア支援事業」を創設することにより対応

サポーターの会計年度任用職員化を機に…

学校をサポートしてくださる方々を、労働者とボランティアとに分けてください。
 労働者には給与を、ボランティアには報償金をお支払します。

学校園において学校生活や家庭生活・家庭環境、経済的困窮等の課題を抱えたこども及び子育て世帯を発見し、区役所と連携して保健福祉の支援制度や地域資源の適切な支援につなぎ、社会全体で総合的に支援するため、区役所にこどもサポートネットスクールソーシャルワーカーを1名、こどもサポート推進員を2名配置し、学校の管理職、生活指導担当教員、スクールカウンセラーが連携し総合的な支援を実施します。

【事業実施の流れ（案）】

- ① 小中学校において今年度中にスクリーニングシート（別添1・学校でのアレンジ可）を作成する。
現小学校6年生については、小学校で作成したスクリーニングシートを中学校に引き継ぐことは可能である旨市教委に確認済み
(ただし、紙資料のみ・個人情報保護審議会諮問答申による)
- ② 2月～3月 区において事業要綱・事務取扱要領(案)を策定
- ③ 4月 区における本事業の実施体制が決定
- ④ 4月以降、各学校で順次スクリーニング会議Ⅰを行う
- ⑤ 各学校でスクリーニング会議Ⅱへあげる児童生徒を決定し、連絡票(別添2)を作成。
- ⑥ 各学校でスクリーニング会議Ⅱの日程を決定(第1回目は1学期中を目安)
- ⑦ 区に日程を通知いただき、区からSSW、こどもサポートネット推進員を派遣
- ⑧ スクリーニング会議Ⅱでアセスメントを行い、必要な支援内容を教育的支援と保健福祉的支援に整理
- ⑨ こどもサポートネット推進員が、連絡票に基づき区に報告
- ⑩ 必要な保健福祉的支援を担当する各部署につなぎ、こどもサポートネット推進員が支援内容を連絡票に記入
- ⑪ 必要な教育的支援について、SSWの助言に基づき学校が支援し、支援内容を連絡票に記入
- ⑫ 以降、原則月に1回程度スクリーニング会議Ⅱを行う